

葛巻町公共建築物等木材利用推進方針

平成 24 年 7 月 17 日 町長決裁

第 1 目的

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、国の公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成 22 年 10 月 4 日付け農林水産省、国土交通省告示第 3 号）並びに岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画に即し、葛巻町公共建築物等木材利用推進方針を定め、町有施設等における地域産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、町民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業及び木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とする。

第 2 公共建築物等における木材の利用促進の意義と効果

1 木材の利用の促進の意義

公共建築物等において、町が率先して木材の利用促進、利用拡大を図ることは、林業の再生を通じた森林の適正な整備・保全につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化にも資するものであり、健康的でぬくもりのある快適な生活空間の形成や、地球温暖化の防止と循環型社会の形成にも貢献するものである。

2 木材の利用の促進の効果

公共建築物等は、多くの町民が利用するものであることから、公共建築物等の木造化・木質化を図ることにより、町民に対して、木とのふれあい、木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能となる。

このようなことから公共建築物等に重点を置いて木材の利用の促進を図ることにより、木材需要の拡大という直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

第 3 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を促進すべき公共建築物等

木材の利用を促進すべき公共建築物等は、町内に整備される法第 2 条第 1 項各号及び法施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のようない建築物が含まれる。

（1）町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、プール等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、町営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業に供される庁舎等が含まれる。

（2）町以外の者が整備する（1）に準ずる施設

町以外の者が整備する（1）に準ずる公共性の高い建築物については、町は可能な限り木材が使用されるよう働きかけるものとする。

2 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策の具体的方法

公共建築物等における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的には、建築材料としての木材の利用の観点からは、特に3の積極的に木造化を促進する公共建築物等の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、建築材料以外の木材の利用の促進の観点からは、公共建築物等において使用される備品等について、機能上支障のないものは、木材を原材料として使用したもののが利用の促進を図るほか、木質バイオマスを燃料とする暖房機器やボイラーの導入も併せて促進を図るものとする。

3 積極的に木造化を促進する公共建築物等の範囲

公共建築物等の整備においては、1の木材の利用を促進すべき公共建築物等のうち、建築基準法その他法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

また、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

第4 公共建築物等における木材の利用の目標

第3の3の積極的に木造化を促進する公共建築物等の範囲に該当する公共建築物等について、施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により木造化とすることが困難な場合を除き、原則として木造化を図るものとする。

また、内装等の木質化を図ることが可能な部分については、状況に応じ木質化を推進するものとする。

なお、公共建築物等において利用する木材は、原則として町産材をはじめとする地域産木材の利用に努めるものとする。

第5 その他事項

1 公共建築物等の整備においてコスト面等で考慮すべき事項

公共建築物等の整備において木材を利用するにあたっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物等を整備するにあたり、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮したうえで木材の利用に努めるものとする。

2 木材利用推進の取り組み

(1) 普及啓発

公共建築物等の管理者は、多くの町民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さ

や木材利用及び木質バイオマス利用の意義を知ることのできるよう、普及啓発に努めるものとする。

(2) 住宅への町産材利用の推進

町民が安心し、かつ愛着を持って住める住宅づくりを推進していくために、町産材利用住宅支援事業の活用を図るとともに、建築士、大工・工務店等住宅建築を担う者と木材加工に携わる者との連携による供給グループの育成やネットワークづくりを進め、消費者ニーズに対応できる供給体制の整備に努めるほか、住宅づくりにあたっては構造材はもとより、内装材に地域産木材を活用した木造住宅の普及を図るなど関係施策の積極的な推進に努めるものとする。

附則

この方針は、平成24年7月20日から施行する。